

所得税・消費税の申告は正しく、お早めに！

# 確定申告

## 商工会職員による申告相談

商工会では個人事業主の申告事前相談（予約制）を受付けています。

今年度より担当制を廃止し、申告資料の預かりではなく、窓口担当が相談を承ります。

(専従者の申告相談は、役場申告会場をご利用ください)

商工会職員の申告相談は3月10日(火)まで

### 当日ご持参いただくもの

#### ① 所得税・消費税の申告に必要な決算書など

(可能な限り別添決算書に転記ください。確定申告作成コーナーのデータでも可能。)

#### ② 主たる取引先の取引情報

販売先・仕入先の取引事業者ごとにインボイス番号と令和7年販売額・仕入額を集計してください。(取引額上位3社程度)

※一般消費者向けに販売されている場合の販売先情報、仕入を伴わないサービス業等の場合の仕入先情報は不要です。

#### ③ 前年分の申告関係書類（控）

※消費税申告のある方は前々年分も必要

※昨年、商工会で申告相談を行った方は、申告ファイル・USBメモリをご持参ください。

#### ④ 国民健康保険料

(役場税務課 [TEL82-3113] で確認ください)

#### ⑤ 国民年金、生命・地震保険料控除証明書等、所得控除に必要な書類

#### ⑥ 印鑑

#### ⑦マイナンバーカード

(電子申告には利用者証明暗証番号【数字4桁】、署名用暗証番号【英数字6桁以上】が必要です)

マイナンバーカードをお持ちでない方はマイナンバー通知カードと本人確認書類

※本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証、特別永住者証明書、障がい者手帳）

#### ⑧ 昨年、紙で申告された方は税務署から届いた確定申告のお知らせハガキ

申告期限	所得税	令和8年3月16日(月)まで
	消費税	令和8年3月31日(火)まで

裏面もご確認ください

# 税理士による申告相談会

日時

1日目 2月27日(金)  
2日目 3月4日(水)  
各日 午前9時30分～午後4時  
(昼休憩 1時間)

場所

新温泉町商工会  
浜坂本所

税理士相談は予約制（1枠1時間）です。相談を希望される方は前日までに商工会へご連絡下さい。相談には職員相談と同じく次の書類等をご持参ください。

## 当日ご持参いただくもの

- ①所得税・消費税金額の計算に必要な決算書・申告書など
- ②主たる取引先の取引情報
- ③前年分の申告関係書類（控）※消費税申告のある方は前々年分も必要
- ④国民健康保険料（役場税務課で確認ください）
- ⑤国民年金、生命・地震保険料控除証明書等、所得控除に必要な書類
- ⑥マイナンバーカード  
マイナンバーカードをお持ちでない方はマイナンバー通知カードと本人確認書類
- ⑦昨年、紙で申告された方は税務署から届いた確定申告のお知らせハガキ

## 【注意】マイナンバーカードの電子証明書の有効期限は5年です

マイナンバーカードにはカード本体の有効期限（10年）と電子証明書の有効期限（5年）、2つの有効期限があります。電子申告を利用する方は電子証明書の有効期限をご確認ください。有効期限が到来している場合は、役場 町民安全課または温泉総合支所で更新手続を行ってください。（電子申告が行えるのは「電子証明書の更新日の翌日から」です）



マイナンバーカード  
の有効期限

電子証明書  
の有効期限



# 新温泉町商工会

浜坂本所 ☎82-1152

